

## 竹田市介護保険ボランティアポイント制度について

### 1 趣旨

地域介護予防活動支援事業としてボランティアポイントに取り組みます。高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを応援します。

### 2 制定内容

ボランティアポイント制度を設け交付金を支給します。ボランティア活動1時間につき1ポイント(100円)を付与(1日の上限は2ポイント)し、10ポイント(1,000円)以上から交付金に換算できることとし、年度内に換算できる上限を50ポイント(5,000円)とします。

### 3 ボランティアポイント対象事業所

介護保険指定事業所に加えて、「介護予防・通いの場づくり事業」等を運営する団体も対象になります。

※有償ボランティアもポイント制度の対象です。

#### ※これまでの取組

～2019.12

制度周知及び啓発(市報、ホームページなど)

2020.1～

ボランティアポイント制度スタート

第1期ボランティアポイント対象期間 2020.1～12(暦年で管理)

2021.4～

制度の見直し

対象事業所を「通いの場」活動にも拡大

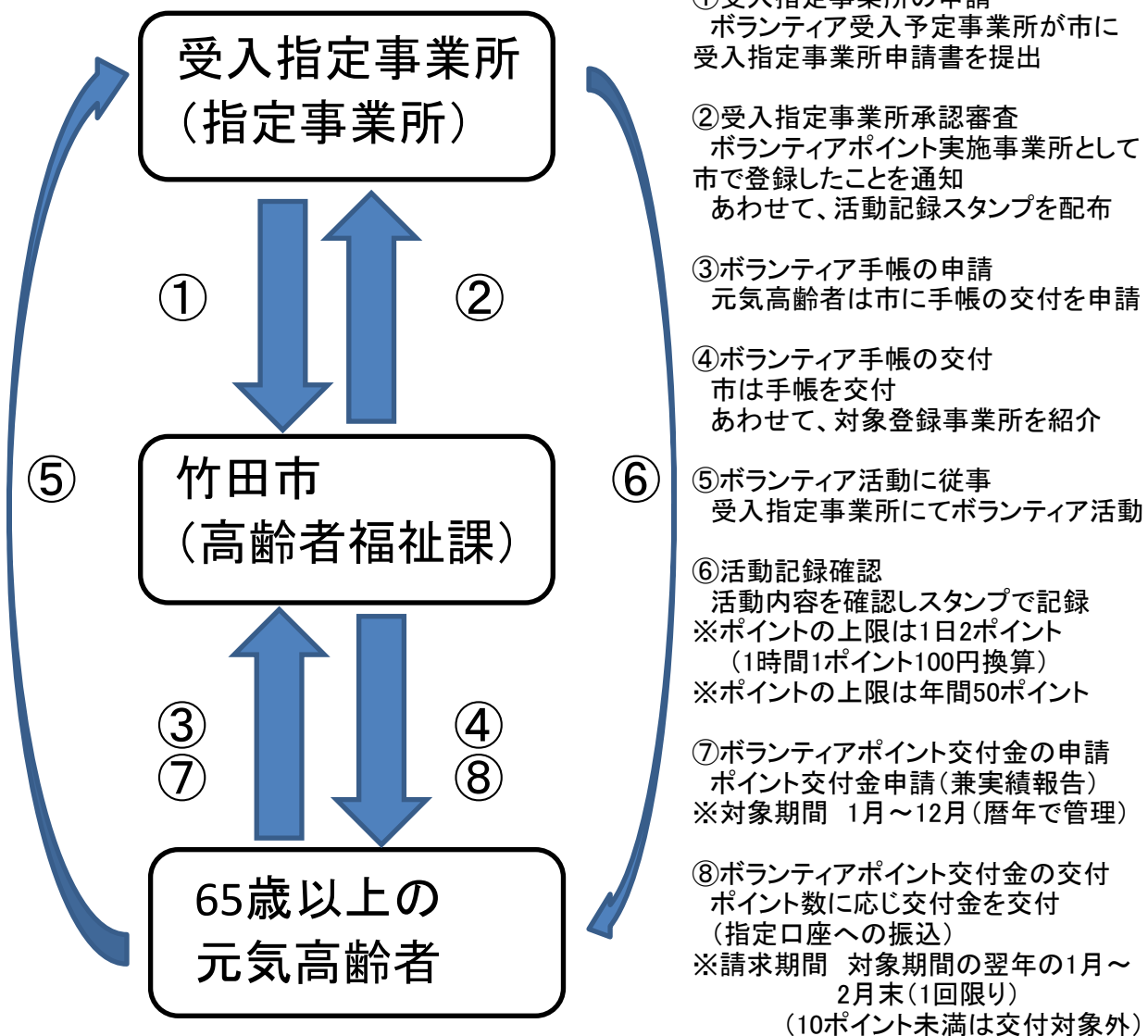
有償ボランティアを対象に追加

#### 【介護予防に関するインセンティブ措置】

高齢者の就労・ボランティアを後押しする取り組み、これらを推進するポイントの活用が、介護予防の関するインセンティブ措置に反映されるため、市としても事業を推進しています。

# ボランティアポイント制度の仕組み

2019.10.1受付開始  
2020.1.1制度スタート  
2021.4.1制度見直し



## ※受入指定事業所

介護保険サービスを提供する事業所、介護予防・通いの場づくり事業等を実施する団体(追加)  
ボランティアポイント交付金の対象になるには登録申出が必要

## ※65歳以上の元気高齢者

これまで、要介護(要支援)認定及び事業対象者認定を受けたことのない高齢者

問い合わせ先  
高齢者福祉課  
Tel 63-4809